





平成 22 年 児童福祉週間標語

地球はね 笑顔がつまった 星なんだ

厚生労働省

2009年度活動報告 (平成21年度)

社会福祉法人 日本国際社会事業団
INTERNATIONAL SOCIAL SERVICE JAPAN
常務理事 大森 邦子

この冊子は2009年4月から2010年3月までの1年間に社会福祉法人日本国際社会事業団（International Social Service Japan 以下ISSJ）が行った活動報告です。

事業の目的

社会福祉法人日本国際社会事業団は、その目的を、福祉サービスを必要とする人々が、国籍、人種、信条の別なく個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を国内及び国際社会において営むことが出来るよう支援することを目的として、二カ国以上にわたる連携活動によって解決される生計困難者に対し、社会的援助を与え、生活に関する相談事業及び、家庭に恵まれない児童、特に国籍又は人種の異なる親を持ち、社会的援助を必要とする児童とその家族の福祉の増進について相談に応じる事業を行っています。

今年度の社会福祉事業としては実親からの養育が受けられない子どもの相談 639 ケース、出生届けが出ていない子ども 93 ケース、実親が行方不明の子どもまたは実親の情報がほしい人（養子も含む）119 ケース、両親から親権の奪い合いをされている子ども 34 ケース難民申請中で住居がない、病気の治療が出来ない、生活費がない等生活が困難な人へ513 ケースへの支援を行いました。

こうした目的を果たすために、実親の保護を受けられない子どものための国際養子縁組、国境を越えた未成年者への家族再会援助、在日難民や難民申請者へのカウンセリングや医療・生活支援、無国籍・未就籍児への国籍取得や就籍援助等の公益事業から、国際福祉に関する情報収集のための国際会議への出席や開催等の広報事業まで、その活動は多岐にわたっています。

様々な事情により法の狭間にあって、困難と向き合わなければならなくなった子どもたちとその家族の救済のために、ISSJは昭和27年から今日まで半世紀を越えて国際福祉の現場で活動をしております。今年度は国際結婚の破綻によって生じる子どもの取り合い（子の奪取）がマスコミでも取り上げられ、1980年ハーグ条約『国際的な子の奪取の民事面に関する条約』の批准に向けて、政府が動き始めております。ISSJでも子の奪取の相談に乗っております。また、わが国では国際養子斡旋が法の定めがないままに行われており、海外から問題があると指摘されていますので、1993年ハーグ条約『国際養子縁組に関する子の保護及び国際協力に関する条約』への批准や国際養子縁組法の制定に向けて、政府機関やマスコミにも訴えて参りました。

自ら訴える力のない子どもたちを守るために、今年もISSJは掲げる目的に向かって努力を続けて参りました。

はじめに

戦後 64 年、戦後生まれの人口が 77.3% となり、日本が過去に戦争をしたことや戦争に負けたこと、しかも戦った相手が今では最友好国とされているアメリカ、イギリス、オーストラリアだったことを知らない人たちが増えております。第二次世界大戦で敗戦国となった日本に、戦勝国の軍人軍属が進駐して来ました。そしてその駐留軍兵士と日本人女性の間には多くの混血の子どもが生まれました。

当時の日本では女性が婚姻外の子どもを産むということは大変な社会問題とされました。ましてやその子どもが敵国人との混血の子どもということで、言われなき差別の中で育てなければなりません。親族からも家の恥と攻められ、子どもの養育をあきらめた実母は、子どもを駅やデパートや道端に置き去りにしてしまいました。また自分で育てようとした母親達にとっても、女性が働く職場が限られていた当時の環境は、大変苛酷なものでした。せめて子どもの命を守りたいとの思いで、援助を求めてきた女性も多くいました。その子どもたちが少しでも差別のないところで育つようにとの思いで、父親の国である米国で新しい家族に養育してもらうための国際養子縁組のサービスを 1952 年に始めたのが、日米孤児救済合同委員会です。今でいう N G O であり、日本国際社会事業団の前身です。1959 年に当時の厚生大臣から認可され、社会福祉法人となりました。同時にジュネーブに本部を置く International Social Service (通称 I S S) の日本支部としての役割も持ちました。第 1 次世界大戦後にヨーロッパには難民や避難民が多く出ました。この I S S は彼らの救済目的で 1924 年に設立されました。I S S は国連の諮問委員でもあります。

I S S J は国際養子縁組のほかに、国籍を持たない日本生まれの子どもの国籍取得やケースによっては本国への送還援助、また実親からの保護が受けられない子どもの保護や、本国での迫害から逃れてきた難民の人へのカウンセリング、家族と離れ離れになった人への相談援助、さらにカンボジアにおいて、貧困家庭の子どものための識字教育とその支援が出来る人材育成を行っております。また、こうしたテーマに関連する国際会議や研修会への参加も求められます。さらにわが国ではまだまだ国際福祉に絡んだ法の整備が整っていませんので、政府に対しての啓蒙活動も行っております。

今年度において I S S J の活動を温かく見守り、ご指導・ご助言をいただきました、厚生労働省、外務省、法務省、入国管理局、目黒区、呉市はじめ関係官庁、各国大使館、アジア福祉教育財団難民事業本部、R C J (レフュジー カウンシル ジャパン)、呉市国際交流協会、呉市社会福祉協議会、広島ラオス交流協会、広島メコンの会、また活動資金の支援をして下さいました J K A (旧日本自転車振興会)、日本財団、U N H C R、東京メソニック協会、福祉医療機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、東京都共同募金会、共同募金会呉支部、実践倫理宏正会、東洋埠頭株式会社、三菱マテリアル株式会社、株式会社ソニー、呉市赤十字奉仕団、桜東京パイロットクラブ、東京京浜ロータリークラブ、聖心女子大学宮代会、不二聖心女子学院さらに個人として寄付を下さいました多くの皆様、またボランティアとして活動を支援して下さいました皆様、チャリティ映画会とチャリティコンサートにご協力を頂きました皆様に、役職員一同から厚く御礼申し上げます。

目次

はじめに

相談事業

- | | |
|---------------------------------|----|
| 1. 国際養子縁組 | 1 |
| 2. 国境を越えた未成年者への家族再会援助 | 8 |
| 3. 無国籍、未就籍、難民の子どもへの援助 | 10 |
| 4. 難民および難民申請者への相談援助 | 12 |
| 5. 国際児（混血児）やインドシナ難民への社会適応援助促進活動 | 14 |

国際ソーシャルワーカーの人材育成、研修、実習、調査研究事業

- | | |
|---------------------|----|
| 1. 国際ソーシャルワーカーの人材育成 | 15 |
| 2. ケース研究会 | 17 |
| 3. 日本語教育 | 17 |
| 4. 国際会議参加、開催 | 17 |

翻訳事業

- | | |
|-------------------|----|
| 1. 必要書類および資料などの翻訳 | 20 |
|-------------------|----|

広報活動事業

- | | |
|-----------------------------|----|
| 1. ISSJチャリティ映画の開催 | 20 |
| 2. ISSJチャリティコンサートの開催 | 22 |
| 3. ニュースレター「Intercountry」の発行 | 23 |
| 4. ホームページの運営 | 25 |
| 5. 国際養子縁組ケース電子化作業 | 24 |

- | | |
|-------------|----|
| ボランティアによる活動 | 25 |
|-------------|----|

おわりに

完了報告のお知らせ、寄付者名

資料

役員名簿・職員名簿

1. 国際養子縁組

この事業は、JKA（旧日本自転車振興会）の補助金を受けて行った。

ISSJの「国際養子縁組」とは、養親となる者と養子となる者の国籍が二カ国以上にまたがる縁組を指す。よって、日本人の子どもを日本人夫妻に委託することはしていない。日本人の子どもの委託先を国内に求める場合、配偶者のどちらか一方が外国人の夫妻（国際結婚をした夫妻）または在留外国人夫妻が対象となる。国際養子縁組を希望する日本人夫妻には、在留外国人の子どもを委託する。このように、養子となる者と養親となる者が、委託時に日本に居住する場合は、国内での養子縁組となる。

ISSJは、適当な候補者が日本国内に見出せず、子どもの国内養子での縁組が実現しない場合、主に米国とカナダに在住する夫妻（注1 養子となる者の移民ビザを申請するにあたり、養親となる夫妻のどちらか一方がその国の国籍を有することが条件になる）に子どもを委託する国外での養子縁組を実施している。最近、ヨーロッパ在住者から、日本の子どもを養子に迎えたい、という相談を受ける機会も増えている。養子縁組の目的で日本から子どもを送り出す前提として、養親候補者の住む受入れ国内において、子どもへの全責任を引き受ける公的機関、または認可団体の所在を明らかにする必要がある。通常、子どもと養親候補者の同居により、適応期間（最低6ヵ月）が始まる。受入国は、適応期間中に、計3回の適応調査を実施し、その報告書をISSJに提出する、適応期間中に、子どもと養親候補者との間に不適応が確認された場合は、受入れ国内で子どもの再委託先を探し、同様の適応調査を実施する、受入れ国内で養子縁組が成立した場合は、養子縁組完了証明書を作成する（注2 日本の市区町村役場に養子縁組報告（届）を提出する際に必要となる）など、多くの役割と責任を担う。ISSJは、米国とカナダ以外の国の公的機関や認可団体とは、国際養子縁組を実施する際の取り決め（～を含む）が交わっていないため、両国以外の国に子どもを送り出すことは実現していない。

近年ISSJが託置する子どもの多くは、児童相談所により養護施設等に措置されている。2005年度から2009年度においてISSJが児童相談所の依頼を受けて託置した子どもは計8名で、年齢は1歳～9歳（委託当時）に及ぶ。養子縁組に積極的な児童相談所は、養子縁組を前提とする里親委託がかなわず、将来に

わたって引き取りの見込みがない子どもたちに、恒久的な家庭を提供する手段として、国際養子縁組を位置づけている。

現在、各都道府県内で養子縁組を目的とする里親委託が実現しないと、日本全国の登録里親の中から委託が可能な養親里親を見つけ出し、都道府県を超えてマッチングすることはないと聞く。そのため、ある県で養子縁組前提の里親委託がかなわないと、子どもは養育里親への委託が実現しない限り、施設での生活を余儀なくさしてしまう。ISSJ の国際養子縁組に理解を示す児童相談所は、養親里親への委託が実現しなかった子どもたちにも、恒久的な家族を与えたいと願い、ISSJ に国際養子縁組を依頼してくる。つまり、児童相談所で養子縁組がかなわない場合、次の手段が国際養子縁組になるのである。全国規模で養親里親への委託が検討できるシステムが整えば、日本の子どもたちが、日本人養父母と縁組される可能性が今以上に広がるはずである。

ハーグ国際養子縁組条約の前文では、国際養子縁組の利点を「出身国において適切な家庭を見つけることができない子に恒久的な家庭を与える」と謳っている。日本の福祉現場は、養子縁組を必要としている子どもたちにその機会を十分に提供できるよう、更なる努力を続ける必要がある。ISSJ も、子どもたちに恒久的な家庭を与える最後の手段である国際養子縁組の整備に尽力していきたい。

分類と解釈

ISSJ で現在扱っている国際養子縁組を子どもの住居地別に分類すると以下ようになる。

A	日本国内に住む子どもを養親のいる外国に養子縁組目的で移住させ、その国で法的養子縁組を完了する。
B	日本国内に住む子ども（日本人、外国人）を、子どもと国籍の異なる国内在住の夫婦に委託し、日本の家庭裁判所で養子縁組を完了する。 子どもと養親は他人 子どもと養親は親族（連れ子、親戚など）
C	外国に住む子どもが、外国の養子縁組機関の許可を取って日本に移動し、日本の家庭裁判所で養子縁組を完了する。 子どもと養親は他人 子どもと養親は親族（連れ子、親戚など）

Aの養子縁組は最近減少し、B、Cの養子縁組は増加の傾向にある。長年日本は子どもを国際養子縁組で送り出す国であったが、今では受入れ国でもある。今年度、ISSJへの養子縁組の問い合わせ数は465件、その中で30ケースを継続して援助した。昨年度より引き続き扱っている125ケースを合わせると、今年度国際養子縁組のケースとして援助活動を行ったのは155ケースで、その内訳は次の表のとおりである。

今年度の相談数

	連れ子養子縁組 Step	血縁関係のある 養子縁組 Relative	血縁関係のない 養子縁組 Non-Relative	合計
フィリピン	113	50	14	177
タイ	36	17	1	54
上記以外	1	6	227	234
合計	150	73	242	465

本年度取り扱いケース数

	連れ子養子縁組 Step		血縁関係のある養子縁組 Relative		血縁関係のない養子縁組 Non-Relative		合計
	新規オープン	前年度繰越	新規オープン	前年度繰越	新規オープン	前年度繰越	
フィリピン	2	29	7	29	0	4	62
	27		22		4		
タイ	4	19	3	10	1	7	36
	15		7		6		
上記以外	0	0	0	1	13	56	57
	0		1		43		
合計		48		40		67	155

本年度、国際養子縁組で関係した養子の国籍は、フィリピン、タイが多く、その他には日本、ベトナム、台湾、中国、韓国、香港、カンボジア、インドネシア、マレーシア、モンゴル、パキスタン、イラン、ネパール、ウクライナ、ルーマニア、ブラジル、メキシコ、ハイチなどがあつた。養親に関しては日本、イギリス、イタリア、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、

カナダ、中国、エジプト、フランス、ドイツ、シンガポール、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、ルーマニア、ウクライナ、ベトナム、メキシコ、ペルー、マレーシア、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、ニュージーランド、台湾、フィリピン、タイ国籍の養親のケースを扱ったが、日本人とフィリピン人の夫妻、日本人とタイ人の夫妻が多かった。ISSJはフィリピン政府の社会福祉開発省（Department of Social Welfare and Development：以下DSWD）および国際養子縁組審議会（Intercountry Adoption Board：以下ICAB）から認可された日本で唯一の養子縁組機関であり、またタイ政府の社会開発福祉省（The Department of Social Development and Welfare：DSDW）とも年に3・4回話し合いの時を持ち密接な関係を築いている。

本年度手続き完了数

	連れ子養子縁組 Step	血縁関係のある 養子縁組 Relative	血縁関係のない養 子縁組 Non-Relative	合計
フィリピン	1	2	0	3
タイ	1	3	1	5
上記以外	0	0	1	1
合計	2	5	2	9

今年度は、日本人 フィリピン人夫婦のための養子縁組オリエンテーションは回人、日本人 タイ人夫婦のための養子縁組オリエンテーションは5回10人。それ以外の国籍の人々へのオリエンテーションは、5回10人が参加している。

今年度、養子縁組手続きが終了したのは、連れ子養子縁組（Step）2がケース、血縁関係のある養子縁組（Relative）が5ケース、血縁関係のない養子縁組（Non-Relative）が2ケース、合計9ケースである。手続きの開始から完了するまでには1年以上かかることが多い。この間、ISSJのワーカーは養親希望者をサポートし続けている。養子縁組成立後の親子関係に対するサポートはそれ以後も必要な場合もあり、ISSJでは長期間にわたる支援も行っている。アフターケアの一つとして、何か困難な事態が生じた場合にISSJの支援を思い起こしてもらうように、ISSJが養子縁組を援助した家族にはクリスマスカードを送った。

ケース1：国際養子縁組で新しい家庭を持ったケース - Non-Relative Adoption -

2008年夏、日本在住のドイツ人夫妻に養護施設で暮らすA君（当時3歳）を委託した。彼は棄児で生後間もなく産院から乳児院に入所し、委託当時は養護施設で暮らしていた。管轄

の児童相談所は、A君に養親里親を検討したものの引き取り手を見出せずにいた。児童相談所は将来にわたって引き取りが見込めない彼に対し、是非とも家庭を提供したいとの思いから、国際養子縁組の可能性を探るべくISSJに対し、養親候補者の選定を依頼してきた。

ISSJは日本在住4年目のドイツ人夫妻を彼にマッチングした。この夫妻は、前年にISSJに養子縁組を申請し、約9ヵ月をかけて家庭調査を終了し、養親候補者として承認されていた。夫妻には長男（当時4歳）がいて、長男より年少の子どもを養子に迎えることを希望していた。ISSJが夫妻に委託の申し入れをすると、夫妻は彼の受け入れを快諾した。

委託が決定して間もなく夏休みになり、夫妻は彼と初対面を果たすため、長男を連れて養護施設を訪問した。日本の保育所に通っている長男は、彼とすぐに打ち解け、長男の存在がA君の夫妻に対する警戒心を和らげた。最初の訪問から10日後に、夫妻と長男はA君を再訪問し、養護施設近くのホテルに1週間ほど滞在した。一家は彼と養護施設の内外で時間を共に過ごし、一家が宿泊するホテルにA君を外泊させたりして、互いに信頼関係を築いていった。そして、無事に1週間の滞在を終えた一家は、最終日に彼を連れて自宅に戻り、家族4人の生活を開始した。

長男とA君は8ヵ月違いの同学年であった。夫妻は、子どもたちの年齢差が小さい利点として、遊びを通じた様々な活動を一緒に楽しむことを挙げている。委託から1年が経過した2009年の夏には特別養子縁組が成立し、一家は彼を連れてドイツへの里帰りを果たした。一家はこれから1年余りを日本で過ごし、その後ドイツに帰国予定である。一家が日本で暮らした経験は、夫妻がA君の出自や文化的背景を理解する上でも、また、彼が将来、直面するであろうドイツでの適応問題やアイデンティティー問題に対処する際にも、大きな助けになると思われる。

ケース2：妻の親戚の子どもを養子縁組したケース - Relative Adoption -

東京近郊に在住の日本国籍とフィリピン国籍の夫妻はフィリピンから姪Bちゃんを養子に迎えたいという希望でISSJに養子縁組の申請をした。彼女が2歳の時に実母は病死し、実父はその後に別の女性と結婚し子どもをもうけるがBちゃんまで養える程の十分な収入はなかった。さらにBちゃんは実父の新しい妻から家族として受け入れられなかったため、実父の姉である夫妻は彼女のために実父家族とは別の場所で家政婦を雇い、日本から送金してBちゃんを育てていた。しかし彼女の生育環境について危惧した夫妻は話し合っ、自分たちの家族として日本で一緒に暮らすため養子縁組することを決めた。

ISSJは夫妻の申請を受けオリエンテーションで手続きの流れや質疑応答などを行い、

続いて初回面接で夫妻の養子縁組計画の詳細等について伺った。次にフィリピンにいる夫妻の姪が実際に養子となり得るのか、またその選択肢が子どもにとって最善なのかをフィリピン社会福祉開発省（DSWD）へ調査を依頼した。DSWDからの児童調査書にはフィリピンでの実父による、また他の親戚によるBちゃんの養育が不可能であることが記され、日本に住む夫妻による養子縁組が彼女にとって最善であることが記されていた。その後ISSJは夫妻の家庭調査を行い、ISSJとDSWD双方において夫妻はBちゃんの養親として適格であると判断され、DSWDは彼女を夫妻に託置することを許可した。Bちゃんが来日から6ヵ月間は適応期間を設けられ、その期間中にISSJは3回適応調査のための家庭訪問を行った。

Bちゃんは来日当初、不安げな表情や養父をやや怖がっている様子を見せながらも6ヵ月後には日本語も上達し、かなりリラックスした表情で養父母にも打ち解け新しい家族との生活を楽しんでいる様子が伺われた。DSWDは夫妻とBちゃんの養子縁組を許可し、その後は日本の家庭裁判所での養子縁組許可審判も下り、彼女は新しい家族の愛情のもと安定した生活を送っている。

ケース3： 養子縁組をした男性のルーツ捜しの援助

ISSJの前身にあたる日米孤児救済委員会により、米国人夫妻との養子縁組のために1956年に米国マサチューセッツ州に渡った女性から、ISSJに電子メールが寄せられた。この女性は、養父母の死後、アメリカ人の実父と日本人の実母に関する記録を発見し、母が生存しているかどうかの確認をISSJに依頼することはできないか、と尋ねてきた。ISSJはケースファイルに保管されていた実母の戸籍謄本を基に、ISSJの理事を務める弁護士を通じて実母の戸籍の附票を入手した。その結果、実母は18年前に66歳で死去していたことが判明した。養子となった女性は60歳を目前に控えていた。女性は母と再会を果たすことが出来なかったことを残念に思うと同時に、母が死去した年齢に自身が近づいていることを踏まえ、母の死が遺伝的な病気によるものであるかを知りたいという思いを強くした。

この女性の意向を受けて、ISSJは死亡届の記載内容を確認する方法を求めて、管轄の法務局に問い合わせをしたところ、死亡届記載事項証明書はプライバシー保護のため原則非公開とされていて、正当な事由（遺族年金受給申請など）がないと請求できないことが判明した。よって女性には、実親の死亡原因を知りたいという個人的理由での請求は不可能であることを伝えざるを得なかった。

ISSJのケースファイルには、養子縁組の記録のほかにも、実母が養子縁組当時、日米孤児救済委員会の職員に宛てた手紙が多数残されていた。ISSJはこのなかから、実子で

ある女性について述べている手紙を翻訳し、原本と共に女性に郵送した。女性は実母との再会は果たせなかったものの、母からの手紙を読み、子どもの幸せを願い続けていた当時の母の思いを知ることができた。2010年3月、この女性は60歳の記念旅行として、54年ぶりに日本を訪問した。この女性は実母と自身のゆかりの地を訪ねて回る旅を計画し、東京に滞在中には、ISSJの事務所にも足を運んでくれた。

妻の連れ子を養子縁組する（Step Adoption）のケースの最近の動向

ISSJで扱う連れ子の養子縁組ケースのほとんどはタイとフィリピンであるがここ数年でその総数は激減している。その要因のひとつとして考えられるのはフィリピンでいえば「興行」資格で入国するフィリピン人女性の入国者数が法整備の厳格化などから2004年のピーク時から比較して10分の1となり全体数として減っていることも考えられる。また養子縁組をフィリピン社会福祉開発省（DSWD）やタイ政府の社会開発福祉省（DSDW）の許可を得ないで直接、日本の家庭裁判所に申し立てるケースが増えた。フィリピン大使館では一時期日本法だけで成立した養子縁組を認めフィリピン国籍である子どもの出生証明書を養子縁組後の養親の名へ記載変更していた。しかしフィリピン国の許可を得ないで成立する養子縁組の数が増えてきたことを危惧した為、2006年ごろを境にフィリピン大使館で日本の家庭裁判所だけで成立した養子縁組を認めず、子どもの出生証明書を書き換えるための受付をしなくなった。養親の多くは連れ子の氏を正式に夫の氏にしたいと望み養子縁組したにもかかわらず叶わなかったことで当事業団への問い合わせは非常に多くなっていた。ISSJからもその解決策を迅速に打ち出してもらおうようDSWDへ問い合わせたところ2009年2月にフィリピンから連絡を受けた。それによると、海外で行われた審判をフィリピン国内で有効と認めてもらうため、フィリピンで弁護士を通し現地の裁判所に申し立てるという方法が確立された。これによって連れ子の養子縁組の場合、3通り目の手続き方法ができたわけだが、今後それを必要とする人たちにとって円滑に実効されることを期待したい。またタイの連れ子養子縁組でも多くの養親家庭はタイ政府DSDWからの許可を得ないで日本の家庭裁判所で審判を受け、その後に養子縁組の記載がされた日本人養父の戸籍謄本等をもってタイの役場で連れ子養子の縁組を登録するケースは多いが、タイの役場で実際にDSDWからの許可がないことが判明しタイ国での登録が出来なくなるケースも多々あり、当事業団としては今後のタイ国での抜本的な法整備に期待したい。

2. 国境を越えた未成年者への家族再会援助

多くの外国人が来日して労働に従事している昨今、不法滞在の父母が子どもを友人、知人に預けたまま置き去りにして行方不明になるケースが時々ある。また子どもが不法滞在している父または母と共に身柄を拘束されてしまい、子どもだけ児童養護施設に収容され、送還の対象になることがある。多くの場合、子ども達は出生届が未届けのままで国籍も与えられておらず、学校にも行っておらず基本的人権は保障されていない。相談依頼を受けたソーシャルワーカーが先ず相談依頼者と面接し、相談内容を分析、援助プランを立て、ソーシャルワークを進めている。

父母の所在が不明な場合、出生届けが出されていないと本人の国籍を確定することが難しい。I S S J は実父母が残していったわずかな手がかりをもとに、フィリピン人対象の新聞に「尋ね人」情報を掲載したりして、関係機関と連絡を取りながら、子どもの出生届けの確認、必要書類の翻訳調査、児童調書の作成を行う。そして、子どもを受け入れてくれる本国の親族の家庭調査を本国機関に依頼し、受入れ能力や意志の確認をした後に、親権者以外の者が同伴する場合に必要なフィリピン社会福祉開発省からの許可 (Authority to Escort) をもらって、子どもを父母の本国に出国させ、安定した家族環境の中で生活が送れるよう家族再会の援助活動を行う。

当事業はフィリピン人がかかわるケースが多い。I S S J は日本の厚生労働省にあたるフィリピン社会福祉開発省と連携し、毎年タガログ語で対応できる職員 1 名が派遣されている。今年度は、I S S J が支援したケースでは正式婚姻をせず別れてしまい、実父が子どもの世話をしていたが不法滞在により、子どもが送還対象になったケースが多かった。

ケース 4 : 子どもの国籍取得援助のケース

I S S J へ、地方の児童養護施設長から電話があり、施設に措置されている 16 歳の女兒の出生届手続きに関する相談を受けた。フィリピン大使館に、児童のパスポート取得をしに行ったところ、I S S J へ相談するように言われた、とのことであった。施設長によると、児童は学校の旅行で海外に行くことになり、そのためにパスポートを取得しようとして、初めて出生届が出されていなく、無国籍状態であるとわかったとのこと。女兒の 20 歳になる兄(既に施設を退所し、自立している)も、無国籍状態であるとわかり、兄妹の出生届、及びパスポート取得援助を依頼された。兄妹の母親は 15 年以上も前に行方不明となっているが、残された資料からは、フィリピン国籍であろうと思われた。ちなみに兄妹の父親は日本人であるが、母親とは婚姻しておらず、何年かに 1 度、兄妹に連絡をしてくるだけで、具体的な援助

は行わず、また認知する気も全くない、とのことであった。父親の連絡先もわからず、こちらから連絡することは不可能であった。

ISSJは、まず日本国内のフィリピン人向け雑誌や新聞に、母親の人探しの広告を出した。広告掲載後、母親からの連絡を3ヵ月だったが、返事がなかったため、今度はフィリピン本国の統計局に、母親の出生届と独身証明書の発行を依頼した。半年以上たって、やっとフィリピンから書類が届くと、その書類と、ISSJが作成した詳細なケーススタディレポート、その他の必要書類をフィリピン大使館に持参して、施設長、兄妹とともに大使館を訪れ、出生届の手続き・面接を行った。その面接の中で、兄妹は、「自分たちは日本人なのになぜフィリピンの国籍を取らないといけないのか」といった質問が出た。母親の顔も覚えていない二人にとっては、当たり前な質問であった。ISSJソーシャルワーカーは兄妹にわかるように、国籍について説明した。大使館に提出する書類の中に、母親のパスポートのコピーがあったが、それを見せたところ、二人とも母親の顔を見るのは初めて、とのことであり、しばらく母親の顔に見入っていた。

出生届の手続きが完了後、パスポート取得の手続きも行った。こちらも、書類提出や面接が必要とされ、兄妹がそれぞれISSJのソーシャルワーカーと共に大使館に出向き、手続きを行った。1ヵ月後に、パスポートが兄妹の手元に届き、ISSJの援助は無事に終了した。

ケース5： 国際結婚をしたカップルの子どもの問題への援助

国際結婚した夫婦が、様々な理由からその結婚生活に破綻をきたした場合、夫婦の子どもたちも問題に直面することがある。例えば、父親または母親が、許可なく、または裁判所の命令等に違反して、居住国から子どもといっしょに出国することがある。ISSJでは、そのようにして自分の子どもと連絡が取れなくなってしまった親からの相談もある。

あるアメリカ人の男性は、米国で日本人の妻と2人の子ども達と住んでいたが、ある日「日本の家族に会ってくる」と、1ヵ月の予定で出国した妻子と連絡が取れなくなってしまった、とのこと。電話をしても繋がらない、何とかして話し合いたい、と、ISSJアメリカ支部を通じてISSJに訴えてきた。ISSJは夫から聞いた妻の実家の住所に手紙を送り、ISSJへ連絡をしてくれるように、伝えたところ、妻から連絡があった。妻の話を書くと、夫から日常的に身体的・精神的に暴力を受けており、これ以上は耐えられないと思って、日本に逃げ帰ってきた、とのこと。ISSJはISSJアメリカ支部と連絡を取り合いながら、アメリカでの離婚の申し立ての手続きを援助した。裁判所へ提出するレポートを作成するために、ISSJのソーシャルワーカーが妻子を家庭訪問し、子どもの適応や状況を調査するとともに、児童手当や就学・就園の相談にも乗り、情報提供等を行った。調査では、子どもの

福祉を重視し、何が子どもたちにとって最善であるかを主眼とした。夫とは連絡を取りたくない、という妻とも話し合いを続け、子どもにとっては父親であることは変わりなく、父親と連絡を取るとは子どもの権利である旨を理解してもらい、父子の連絡・面会の方法等についても、調整を行った。現在では、子どもたちも日本での生活にすっかり慣れ、父親とも定期的に連絡を取りながら、元気に暮らしている。

3. 無国籍、未就籍、難民の子どもへの援助

今年度、I S S Jは東京メソニック協会の助成金を受けて、難民や難民申請中の人、また難民申請を却下されて帰国することも出来ず、日本に滞在する許可ももらえない不安定な身分の人々や不法滞在で実親に遺棄された子どもへの生活支援や緊急の医療費、住宅手当の一部補助等をおこなった。さらに国籍のない子どもへの国籍取得援助もおこなった。

I S S Jのソーシャルワーカーは、衣類や食料品等の生活必需品を提供したり、子どもの本国政府と交渉をし、出生証明書やパスポートの取得援助等を行った。また、入国管理局に収容されている難民申請中の人々に生活必需品の差し入れを行った。さらに難民申請中の人で精神的に不安定になっている人や、糖尿病によって足の壊疽で困っている人の医療費援助も行った。特に、難民申請中で滞在資格がないために、生活保護も受けられないし、医療保険に加入もできないため、病気になっても保険が利かないことから、医師の診断や治療をあきらめている人がかなりの数見られる。そうした人々は病気が重症化して初めて相談に来ることが多い。特に精神的な病気を抱えた人のなかには、本国政府からの援助の申し入れを拒否している人が見られる。I S S Jではそうした人々にも相談に乗り、必要があるときは病院探しを手伝ったり、病院の医事課と交渉して、医療費の支払方法を分割にするなどによって、安心して病院にいき、治療が受けられるように援助してきた。

ケース6： 医療費援助をしたケース

難民申請中のCさんは生活費の欠乏から食事がきちんと取れないため、栄養のバランスが偏り、糖尿病を発症している。そのため足の指先が紫色に変色し始め、壊疽の恐れが出ていた。しかし難民申請中で滞在許可のない仮放免中だったため、日本政府からの保護は一切受けられない状況だった。Cさんから連絡を受けてI S S Jのソーシャルワーカーは彼に面接

をし、現在の状況把握に努めた。彼の足の親指は紫色になり始めて、痛みも伴っていた。そこで、ISSJのソーシャルワーカーは、医療費の扶助や保険が受けられない彼の治療のために、分割払いでISSJが支払っていくことを条件に受け入れてくれる病院を探し、診断及び治療をすることが出来た。現在少しずつ改善されており、歩行が楽になったと喜んでいる。

ケース7： 日本滞在資格の援助ケース

Dちゃんは難民申請中の父母の元に生まれたため、在日大使館への届出が出来ず、本国への出生届けができないために国籍の取得もできていなかった。しかも父親が他の女性の下に行ってしまったため、仕事のない母子は家賃も払えず途方に暮れていた。そこでISSJのソーシャルワーカーがDちゃんの母親にヒヤリングをし、本国の両親と連絡が取れることが判明したので、早速本国の両親に手紙を書いて代理でDちゃんの出生届を出して貰った。本国政府に出生届を出せたことで、国籍取得も出来た。

難民や難民申請中の人が出産した場合、本国の現政権を拒否しているため、出生届が出せないため、無国籍状態になっている子どもが相当数いると思われる。今後こうした子どもの最低限度の人権を保護するために、この活動はますます重要となるであろう。

ケース7： 難民の人への生活援助ケース

ミャンマー人のEさんは高齢の上、病弱で働くことが出来なかった。そのため家賃が払えなくなり、誰に相談することも出来ないまま部屋を追い出されて、ホームレスになってしまった。そして荷物を持って同じミャンマー人の家を転々としているうちに、入国管理局に超過滞在者として収容されてしまった。難民申請をしていることと高齢で病弱ということで、仮放免をされたが、住む家がないため、公園やビルとビルの間で寝泊りする状況であった。同じミャンマー人の難民から連絡を受け、ISSJのソーシャルワーカーはRHQ（難民事業本部）に連絡をして生活費と家賃の支援を依頼したが、本人と面接の上支給するので、早くても2ヵ月後でないと支給できないとのことであった。そこで、ISSJのソーシャルワーカーはキッチンも風呂もなくトイレは共同であるが、一間だけなら貸してもいいというところを探し、大家さんに事情を説明して交渉の末、保証人無し、敷金、礼金無しで借りることが出来た。さらに布団や衣類を集めたり、食費の支援等も行い、ホームレスから脱却できた。

5. 難民および難民申請者への相談援助

ISSJは国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）からの委託事業として、日本での難民申請者に心理社会的支援の一環としてカウンセリングを提供している。主な対象は東京入国管理局（東京都品川区）や東日本入国管理センター（茨城県牛久市）等に収容されている難民申請者であるが、必要に応じて収容外の申請者のカウンセリングも行っている。

本年度はカウンセリングを提供したケース数が昨年度比 220%以上となった。収容センターへの訪問は 78 回、カウンセリングの合計は 504 回（前年度比 229%）であった。スリランカ、中近東からの申請者の増加が顕著で、結果として彼らの出身国は上位多いものからスリランカ 25%、イラン 12%、パキスタン 8%、またアフリカ諸国合計 24%で、計 36 カ国となった。カウンセリングを提供した申請者のうち 3 割以上が 12 ヶ月を越える収容を経験しており、2 度目、3 度目の収容下にある申請者も少なくなかった。収容外からの相談も 30 ケースを越え、申請者数自体の増加だけでなく、収容の長期化や再収容の増加、収容外でも経済的逼迫といった背景がカウンセリングニーズを高めているといえる。

大幅なニーズの高まりに伴い、全てのケースについて十分な支援ができていない状況とは決していえない。しかしながら必要に応じて通訳との訪問を調整し、相談業務に係る専門職（医師や臨床心理士）との連携もとることでカウンセリングの質の保持・向上に努めている。

ISSJ では個別のカウンセリングだけでなく、カウンセリングを通して知りえた情報をもとに、入管職員への相談や他の NGO との連携を通して支援の幅を広げるよう努力している。ソーシャルワーカーの人員確保など課題が残るものの、難民フォーラム（FRJ）や官民合同の難民懇談会への参加などを通して問題解決の糸口を探り、難民申請者への心理社会的支援のあり方をよりよいものにできるよう取り組んでいきたい。

牛久、品川のセンターでのカウンセリング

難民申請者の多くは仮滞在・仮放免といった不安定な法的立場におかれており、法務省入国管理局の収容センターへ拘留されてしまうケースも少なくない。センターは多くの場合退去強制令を受けた人々が収容されており、申請者だけではなく多様な背景を持つ様々な国籍の人々が共に過ごすことを余儀なくされる。本国へ戻ることのできない申請者は、多くの場合仮放免許可を得て収容を解かれるが、仮放免のためには保証人や保証金が必要となり、たとえ仮放免申請ができたとしてもいつ収容から解かれるのか知らされないまま、数ヶ月から時に 2 年以上に及ぶ収容を経験することとなる。

長期の収容はどんなに健康な人であっても心身に傷を負わせる。特に本国での迫害から逃れてきた難民申請者が過ごすにはあまりに過酷な環境といえる。収容下で鬱などの深刻な精神的重荷を抱えてしまうケースもみられる。収容から解かれた後も就労許可のない仮放免の身分が続き、生活に逼迫して精神的にも追い詰められている申請者も多い。

センターでのカウンセリングは、このような非常に希望を見出しづらい環境にある申請者と面会し、丁寧に話を聴き、不安を和らげる為の対応をすることの積み重ねとなる。食事ははじめ生活の全てを管理下におかれ、とくに牛久のセンターでは外の景色をみる自由すら奪われた環境。必要な医療へアクセスするにも大きな努力が求められる。このような環境の中で無力感に捉えられてしまった人が、精神的に力を回復していくのは容易ではない。しかしながら、カウンセリングを重ねるうちに感情を取り戻し、制限されたなかで自らが今できることを探していこうとする入所者もいる。

難民申請者にとって厳しい現実、なかなか変化の兆しが見えないようにも思える。しかしいついかなる状況でも、人の尊厳とは何なのかを問い続け、尊重することで、少しでも入所者の荷が軽くなるような支援ができればと願っている。



6. 国際児（混血児）やインドシナ難民への社会適応援助促進活動

呉市に住む国際児（両親の国籍が異なる人）とインドシナ難民の人たちが日本社会で偏見や差別に苦しむことがないように、ISSJは長年様々な相談に乗ってきた。今年度は終戦後生まれた国際児や国際結婚をしたカップルやその子どもたち、インドシナ難民の人たちが、呉市の国際フェスティバルに参加し、交流を深めた。日本で生活していくうえで必要な情報を提供したり、自分のルーツ探しや、海外に住む実親訪問への支援等様々な問題の相談に乗ってきた。

呉事務所閉鎖

昭和35年に開所したISSJ呉事務所は、本年度12月末を持って閉所致した。呉市は軍港があった関係で、敗戦後、多くの英連邦系連合軍兵士が駐留し、日本人女性との間に子どもたちが誕生した。しかし当時の日本はまだまだ混血の子どもに対する偏見や差別が強く、ましてや敵国の子どもであるということから母子共に大変辛い日々を送っていた。そうした母子の救済のために呉市はISSJに協力を求めてきた。そこでISSJ呉事務所を開所し、専従のスタッフを置いて、混血の子どもたちへの生活支援や、相談事業を開始した。呉市の子どもたちの窮状を認知したオーストラリア政府からの経済支援や民間人であるファーガソン氏によるファーガソン基金等による支援によって、母子の生活を支え、また子どもたちには奨学金という形で就学できるよう支援して来た。さらに母親がなくなった後も親代わりとして、子どもたちの相談に乗ってきた。また、子どもたちの希望で父の国オーストラリアへの旅も2回実行した。その時オーストラリアISSと豪日協会からの手厚い歓迎を受けることが出来、子どもたちは自分達の父の国で自分達が受け入れられたことに、大きな喜びと心の平安を与えられた。こうした活動を40年以上にわたって母親代わりに支えていたISSJ呉事務所の職員小澤一江さんが2009年8月に、また諮問委員会の委員長として永年混血の子どもたちを支えて頂いた福田昭二先生が10月にご逝去されたこともあり、子どもたちとも相談の上、理事会によってISSJ呉事務所の閉鎖が決定された。今後は東京の事務所で相談を継続して行うことと成った。長年ISSJ呉事務所を支えて頂いた呉市、呉市国際交流広場の皆様、呉ロータリークラブ、呉共同募金会その他多くの皆様に心よりの感謝を申し上げます。

1. 国際ソーシャルワーカーの人材育成

◆ カンボジアにおけるプログラム ◆

昨年度に引き続き郵便貯金・簡易生命保険管理機構の国際ボランティア貯金に係る寄付金を受けて、カンボジア・プノンペン市内において『ストリートチルドレンのための識字教育及び母親への自立訓練プログラム』を進めている。正確な統計はないものの、プノンペンの観光客の集まる場所で物乞いをする子どもたちの数はここ数年で明らかに減っているように見える。外国資本の投入や社会的経済・生産基盤の整備を進めるカンボジアは、様変わりしつつある。しかし都市の路上で生活する家族の姿は絶えることがなく、家をもたない子どもたちは麻薬、売春、感染症などの危険に常にさらされた状態となっている。他の援助機関・プロジェクトなどの支援の手が揃いきれない、特に貧しいストリートファミリーの子どもたちが基本的な読み書きと算数を学び、貧しさから抜け出すきっかけを作ることがこのプログラムの目的である。

国立博物館近くにある寺院内にあるひろしまハウス一階に拠点を移した当初は、安定してカンボジア人スタッフを確保する困難に直面し、毎日通う子どもたちの数も限られていた。現在は英語または日本語を話す若いスタッフを複数確保することができ、午前午後とも教室を開くことができるようになった。子どもの定着率も増加、また学力向上によりクラスが複数化され、算数とクメール語の読み書きだけでなく英語、日本語のクラスをつくることで子どもたちのやる気もより引き出されている。

またこれまで購入していた給食も、スタッフや時には子ども達の母親が協力して教室で調理できるようになった。子どもの定着率の増加は保護者の意識変化も大きいといえる。子どもが家庭で計算や読み書きの力で親の支援をするケースも出始めている。

一方で、定着率と学力の向上が逆要因となり、様々な事情で安定して通うことのできない最底辺の生活にある子どもたちが気軽に訪れることができなくなっていることが大きな問題点となっている。やる気のある子どもをさらに伸ばし、公立学校編入等の実績を作ることは、貧困から抜け出す原動力を引き出す為にも重要な中長期的目標である。しかしながらその対象から外れている子どもへの支援体制を作ることは、当初のプログラムの目的を考慮しても必要といえる。子どもが安定して通えるかどうかは親の生活・経済状況にも密接に関係

しており、家庭全体も含めてきめ細かな対応ができるスタッフの人員確保と教育が求められる。



給食を楽しむ子どもたち

紙飛行機に大はしゃぎ

◆ 日本におけるフィリピン人のソーシャルワーカー研修 ◆

本年度、ISSJはフィリピン社会福祉開発省（DSWD）のソーシャルワーカー1名に対し1年間の研修を実施した。本年も日本在住のフィリピン国籍者が関わるケースが増加している。研修内容は主にフィリピン国籍児の国際養子縁組、日本人夫と結婚したフィリピン人妻へのカウンセリング、フィリピン人を親に持つ子どもの出生届や国籍取得の援助およびそれともなう本国送還の援助であった。さらに、日本語や日本文化の研修も実施し、日本社会や日本人の理解を深め、フィリピンへ帰国後も研修生は二国間に関わるケースの問題解決のために大きな役割を果たしている。

2. ケース研究会

ISSJではケース研究会を定期的に毎月2回もしくは必要に応じてその都度行っており、常務理事や事務局長を始めとするケースに関わる全スタッフが出席している。ここでは養子及び養親候補者又は関係者との各種面接や話し合い、調査等のプレゼンテーションや個々のケースやインテークについての方針を検討すること、スタッフ間の情報の共有や、ケースに関係する機関との手続きやその変更の確認、他機関でのセミナーや会合に出席したワーカーの報告や海外出張の報告等である。複数の問題が複雑に絡んだケースをひとつひとつ着実に解決へと援助するため、ケース研究会での討議は欠かせないものとなっている。

3. 日本語教育

今年度、DSWDより招聘したフィリピン人ソーシャルワーカーの研修生に対して、日本語教育を週一回行った。一年に亘る滞在生活で経験すると思われる場面を想定し、そこで必要な口語表現の習得を中心に授業を行った。テキストは限定せず、様々な資料を参考にして毎回プリントを作成した。日本語の基本文型を定着させ、それを基に会話練習を積み重ねていった。日常生活での身近な話題を取り上げる事によって、研修生から自然に発話がなされたので、日本語による自己表現の場として非常に有効的であった。又ひらがな、カタカナの文字学習にも取り組み、限られた学習時間の中で、研修生は、非常に意欲的に学んだ。

また、日本文化の理解を深めるために、日本の伝統文化、精神文化（習慣、宗教）、現代の社会事情などを詳しく紹介した。日本とフィリピンとの二国間のケースに携わるワーカーにとっての手助けになれば幸いである。

4. 国際会議参加、開催

「第10回児童福祉サービス世界会議」に参加◆

2009年8月18日から20日にわたりフィリピン共和国マニラにて開催された 児童福祉サービス世界会議 (10th Global Consultation on Child Welfare Services)にソーシャルワーカー1名が参加した。この会議はフィリピン共和国社会福祉開発省 (DSWD) 国際養子縁組審議会

(I C A B)、そしてフィリピン児童保護機関協会 (A C C A P) の 3 グループが、世界各国の児童福祉における専門職、実践者などのサービス提供者、またサービス受給者が有する経験や情報を分かち合う場として 2 年ごとに開催している会議である。参加者は、北米・欧州・アジア太平洋地域から私的・公的機関のソーシャルワーカー、児童施設に関わる保育士や聖職者、司法に関わる裁判官や弁護士などおよそ 300 名であった。「養子縁組の実践：子どもの権利と福祉を向上させるために」という副題がついた今回の会議では、新たに制定された法律、RA9523 に焦点が当てられた。この法律では遺棄児宣告手続きを、裁判所を通す司法手続きから、D S W D 長官が遺棄児証明書を発行する行政手続きが可能となった。さらにこの法律は、養子縁組同意書の効力発生猶予期間を親権者の署名から、6 ヶ月から 3 ヶ月に改め、養子縁組手続きの円滑化を図り、結果的に養子の福祉向上につながるものと考えられる。

◆「国際養子縁組とハーグ条約を考える会議」の開催◆

2009 年 2 月 16 日、17 日の二日間、東京代々木の国立オリンピック記念青少年総合センターに於いて、「第 3 回日本国籍児の国際養子縁組をした日本国内および海外の斡旋団体の実態調査報告会 (国際養子縁組とハーグ国際養子縁組を児童相談所への実態調査から考える会)」英語名 2010 Intercountry Adoption Conference が I S S J 主催、独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」平成 21 年度助成事業として開催された。

日本は国際養子縁組に関して法整備の面で大変遅れている。国際養子縁組法も無く、ハーグ条約 1993 年「国際養子縁組に関する子の保護及び国際協力に関する条約」の批准どころか署名もしていない。全てのハーグ条約批准にしていまや日本は完全に出遅れている。特に国際養子縁組は人身売買の温床になりうるので、当事業団ではそれを防ぐためにハーグ条約の批准を推進してきた。

2008 年及び 2009 年 2 月には上記福祉医療機構の助成事業の一環として、スイス、アメリカ、フィリピン、ドイツ、オーストラリア、ニュージーランド、香港、また在日アメリカ大使館から国際養子縁組の専門家を招き、ハーグ条約によって守られる子どもの保護及び条約批准に至る行程等について各国の報告を聞き、討議する目的で報告会を開催してきた。

今年度もすでに批准をしているアメリカ、カナダ、イギリス及び在日アメリカ大使館から専門家を招聘し、各国に於ける国際養子縁組の現状、ハーグ条約批准のメリット、ハーグ条約批准の伴う国内法の整備、ハーグ条約で規定された中央当局の役割、組織、権限、ハーグ条約を批准していない国との国際養子縁組がもたらす問題点について詳細な報告を聞いた。当事業団からは、国内 214 か所の児童相談所に対して行った養子縁組に関する調査及び国

内外の国際養子縁組斡旋団体への調査の結果を報告した。法務省、外務省をはじめ、児童相談所、国際養子問題研究者、メディア等20名以上が参加し、活発な質疑・意見交換が行われ、日本が一日も早く1993年ハーグ条約を批准することの必要性が改めて参加者の共通認識として共有された。



93年ハーグ条約締結国のISSイギリス代表によるプレゼンテーション



第3回国際養子縁組とハーグ条約を考える会議

Ⅲ

翻訳事業

1. 必要書類および資料などの翻訳

ISSJの従事する国際的社会福祉事業は二カ国間以上にわたるため、それに関する裁判や法律等の公的書類、医療関係の証明書類、個人の書簡としては、実親、養親候補者、推薦人等の書類の翻訳が必要とされる。国際養子縁組では日本とフィリピン、または日本とタイのケースがその大半を占めているがそれは英語と日本語で対応している。さらにタガログ語やタイ語についてはそれぞれの国のソーシャルワーカーが翻訳に携わっている。加えて養親の中にはヨーロッパの人たちもいるため、フランス語の書類や法律などの翻訳も適時行っている。本年は第3回目となるハーグ条約を考える報告会が開催されたため、米国、英国、カナダからのゲストや米国大使館や日本のプレゼンターによるスピーチの翻訳等も行った。一方、入国管理センターに収容されている海外からの難民の支援もISSJの重要な活動であり、こうした難民からの窮状を訴える英語フランス語の手紙等の翻訳も行っている。

Ⅳ

広報活動事業

1. ISSJチャリティ映画会の開催

2009年度も6月と10月の年二回、恒例のISSJチャリティ映画会が九段会館で開催され、同時にフロアではチャリティバザーも行われた。この目的は当事業団の事業および活動内容を広く皆様に理解していただくことと活動資金を集めることである。この会の企画運営は、ISSJ催物委員会によって行われ、開催日の約3ヵ月前より毎週金曜日ボランティアの皆さんに事務所に集まって準備作業をして頂いている。上映作品は東急レクレーション、岩波ホールなどの専門機関の助言、協力によって選択している。

今年度は6月19日(金)に第58回「名もなきアフリカの地で」、10月16日(金)に第59回「リトルダンサー」を上映した。参加券販売、バザー収益、寄付金、広告収入などを含めた総収益は第58回、第59回でそれぞれ3,062,464円、2,519,474円で、参加券の販売数は2551枚、2197枚、入場者数は1429

名（778名、478名、173名）1204名（615名、340名、263名）であった。

「リトルダンサー」は日本の字幕翻訳の第一人者戸田奈津子さんが字幕を担当された映画で、映画の選考段階からアドバイスを頂き、また映画会ちらしにも写真入りでお言葉を頂戴した。この映画をもとにしたミュージカル「Billy Elliot」は米国演劇界最高の栄誉 トニー賞を2009年に受賞している。また、「名もなきアフリカの地で」はアカデミー最優秀外国語映画賞の受賞作品である。

映画も街の映画館で割安に見られる時代となり、またご支援者層の高齢化などにより、近年、映画会への来場者数が減少しているが、「秀作映画」を選択することで、また多くの皆様にチケット購入が当事業団の社会福祉活動に役立つことをお伝えして、チャリティ映画会を継続させていきたいと思う。皆様の温かいご協力により集まった寄付金は催物委員会よりISSJ本部に寄贈しISSJの様々な活動に使わせて頂いた。



たくさんの参加者の皆様にご協力を頂いた



映画会の運営を下さっている「催物委員会」のメンバー

2. I S S Jチャリティコンサートの開催

2009年12月3日昨年に続き、今年もカザルスホールに於いて、第3回クリスマス・チャリティコンサートを開催した。今回はI S S Jが福祉法人として認可されてから50周年ということと、カザルスホールが再開発のため最後ということで、カザルスのパイプオルガンを知り尽くした水野氏の多彩な演奏、彌勒氏の男性とは思えない美しいソプラノ、また繊細なリュートの調べに心を動かされた方も多かった。コンサートの最後には日本リカー(株)提供のテタンジェ社のシャンパン6本が当たるくじ引きもあり、50周年に相応しい華やかなコンサートとなった。今回は販売数387枚、入場者数はご招待も含めて390名であった。当事業団だけでの販売には限界があるため、今回は初の試みとしてチケットの一部をぴあに委託した結果、ネットやチケットセンター、コンビニでも購入が可能になり、委託分は完売した。

会場入口では、アジア製品やアクセサリ、CDの販売などが行われたが、売り場のディスプレイにも工夫を凝らし、品物もクリスマスオーナメントなどコンサートの雰囲気合ったものを出品した結果、チケットの売上と寄付金も含めて2,296,243円、純益は1,134,458円となった。来年度はカザルスホールが使えないため、新たな会場探しや今後のコンサートのあり方など検討する必要がある。



水野均氏、彌勒忠史氏、佐藤亜紀子氏の3名による共演

3. ニュースレター「Intercountry」の発行

ISSJの事業内容や活動状況および日本の児童福祉の現状を広く人々に紹介し理解していただくために、今年度はニュースレター「Intercountry」を年2回発行した。配付先は関係機関や寄付による支援者などであった。

第37号	8月31日発行	第38号	1月1日発行
<ul style="list-style-type: none">・ ISSJの国際養子縁組 - 現在の日本における問題点と今後の課題 -・ 第10回児童福祉サービス世界会議に参加して・ カンボジアプロジェクト紹介・ 補助金、助成金事業完了報告・ チャリティ映画会案内・ チャリティコンサート案内・ ボランティア・スタッフリレー・ ISSJ活動報告		<ul style="list-style-type: none">・ 理事長、常務理事新年挨拶・ アメリカ国務省国務次官補寄稿・ 国際養子縁組とハーグ条約を考える会報告・ 呉事務所閉鎖報告・ 岩國哲人先生講演会報告・ チャリティ映画会案内・ チャリティコンサート報告・ ボランティア・スタッフリレー・ ISSJ活動報告	

4. ホームページの運営

◆インターネット、データベース、情報収集◆

現在のISSJのホームページは10年前にISSJ内部スタッフによって作成され管理されてきたものである。しかし近年に於けるサービス内容の多様化、複雑化に伴い、サービスを本当に必要とする人にISSJの情報が届いていないのではないか？という反省のもとによりアクセスしやすい、わかり易いホームページを目ざし、リニューアルを行うことになった。日本語ホームページ作成にあたり、サービスグラントにご協力頂いた。サービスグラントとは社会人等が知恵やアイデア、プロフェッショナルスキル等をボランティアベースで提供し、NPO などに対してホームページ制作、印刷物制作、営業戦略などを支援するプログラムを持つ。

6月に様々な経歴を持つ5人で構成されるサービスグラントISSJプロジェクトチームが結成され、ISSJスタッフや外部機関からのヒアリングを何回も重ね、メッセージを伝えたいターゲット（国際養子縁組に関しては、実親、養親、関係機関など）を絞って日本語ホームページの枠組みを作成してもらった。新しい日本語ホームページは主に国際養子縁組事業と国籍取得支援に焦点を絞ったものとなっている。

また、日本財団から頂いた助成金で、最近若い女性や主婦が情報アクセス手段として携帯を利用している現状を鑑み、「望まぬ妊娠、子育てできない」などの悩みに携帯からアクセスして相談できる携帯サイト、そして英語版サイト、コンテンツ管理システムなども構築中である。新しいホームページへの移行は来年度始めの予定である。ホームページのリニューアルによって「ISS」のサービスがより世間に認知されることを期待したい。

5. 国際養子縁組ケース電子化作業

ISSのオフィスには1952年に発足した日米孤児救済合同委員会時代からの養子縁組成立データが一つ一つのファイルに保管されている。実母からの手放さざるを得なかったわが子の安否を尋ねる薄い和紙の手紙、外国で幸せに暮らしていることを知って安堵したという手紙、外国から送られてきた子どもの写真など個々のケースに歴史がある。そのデータ数は2000件を超える。50年以上保管している文書のなかには古い紙質ゆえに劣化し始めているものもある。多くの図書館や研究機関がデータ電子化作業を進めている現在、ISSでもケースを電子データで保存しようという動きが数年前より課題としてあがってきた。

平成19年度、住友信託銀行年金信託部業務企画部門より社会福祉事業研究開発基金助成金を頂き、ケース電子化作業のインフラ整備として共有サーバを導入した。さらに本年度、東京都共同募金会より、国際養子縁組成立データ資料電子化作業インフラ整備費を頂いた。パソコン、スキャナー、デジカメ、編集用ソフトウェアなどを購入して電子作業インフラを整備することができた。

古い資料の中には不要または重複資料もあり、その整理はソーシャルワーカーが行っているが時間がかかる作業である。ただISSが資料をきちんと保管していたことで、米国に養子として渡った女性が50年ぶりに来日して親族と再会するなど、現在までに何組もの養子と実母の再会を援助することが出来た。

1993年国際養子縁組に関するハーグ条約では家庭調査などの資料の永年保管が義務付けられている。日本は先進国の中で唯一未批准だが、ISSはこのハーグ条約に則った養子縁組手続きを行っている。時間がかかる作業ではあるが、国際養子縁組によって海を越えた子ども達が大きくなって、自分の出自を知りたいという要望があったときに、きちんと対応できるよう、資料の電子化作業を進めていきたい。

V ボランティアによる活動

今年度も、様々な分野で多くのボランティアの方が活動してくださり、ISSJの国際社会福祉、特に児童とその家族が抱える問題の相談援助の大きな原動力となった。深く感謝申し上げる。

映画会・催物ボランティア

ISSJが年2回行うチャリティ映画会・バザーを支えてくださっているのは「催物委員会」のメンバーとして活動してくださっている中核ボランティアの方々である。上映作品の選定、チラシや参加券の発送、バザーの企画、商品の準備、映画会当日の販売など自主的に作業を進めてくださっている。また、このほかに手作り作品の提供、前日のバザー商品の搬入、当日のバザー販売など幅広いボランティアネットワークによってチャリティ映画会が支えられている。

全活動にかかわる中核ボランティアメンバー：糸井直子さん、浦田眞智子さん、川村庸子さん、澤村美佐子さん、滝川一子さん、中山八枝子さん、西端萬里子さん、水田泰子さん、石川三春さん

映画会前日のバザー商品搬入をお手伝いしてくださっているメンバー：
木村恵さん

映画会当日お手伝いしてくださっているメンバー：飯島澄子さん、伊藤智代子さん、尾園紀子さん、江藤美奈子さん、嘉納啓子さん、神田裕子さん、北川早代子さん、清水百合子さん、坂本悦子さん、佐久間和子さん、塩道美由紀さん、白鳥和美さん、千葉規子さん、中村紀子さん、堀越友子さん、綿谷明子さん

手作りをはじめとする多様なバザー作品を提供してくださっているメンバー：青木洋子さん、糸井直子さん、伊藤治子さん、伊藤路子さん、石川三春さん、岩場恵代子さん、入江玲子さん、浦田眞智子さん、小田部典子さん、大槻弥栄子さん、大澤琴さん、河村よう子さん、衣笠孝子さん、澤村美佐子さん、塩釜智子さん、下世古順子さん、白鳥和美さん、曽根つね子さん、滝川一子さん、田辺麗子さん、高橋浦さん、千葉規子さん、中村陽子さん、中山八枝子さん、中山美都子さん、平岡きよ子さん、山本和子さん、山下恒子さん

日本語教育ボランティア

フィリピンのDSWDより派遣されるソーシャルワーカーに、田辺千鶴さんが日本語、日本文化の研修を行ってくださっている。

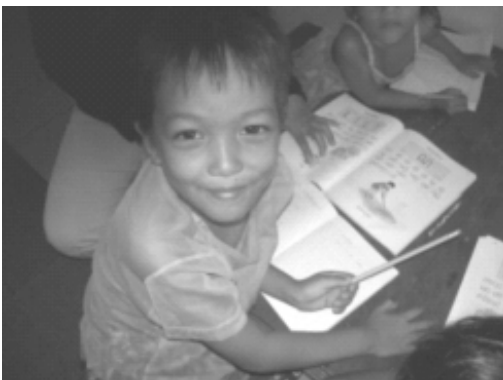
終わりの言葉

昨今実親の子どもに対する虐待や育児放棄、また殺人といった、考えられないような事件がニュースで取り上げられております。バブルの時期に豊かさに慣れてしまった日本人は、バブルが崩壊しても生活の引き締めが思うように出来なかったり、親になっても自分が愛される立場にいたいと考える、精神的に未熟な大人たちが増えてきているのでしょうか。養護施設には親からの虐待を逃れてきた子どもたちが多く生活をしております。虐待の理由は「可愛く思えない」、「望まない妊娠によって生まれた子だから」、「嫌いな夫に良く似てきたから」、「泣くから」など子どもの責任ではないことが挙げられております。こうした子どもが新しい家庭で愛されながら健やかに育っていくことが出来るよう、国際養子縁組についてのアピールをしてきました。さらに国際養子縁組が正しく行われるよう1993年ハーグ条約の批准の必要性を認識するための調査・報告会も開催しました。その報告会で今年は政府に対して1993年国際養子縁組に関するハーグ条約批准に向けて具体的に働きかけを行ってほしいという、嬉しい動きがありました。

カンボジアのストリートチルドレンたちへの識字、職業訓練プログラムで接する貧しい子どもたちは小さな金平糖一粒でも、とびっきりの笑顔で喜びを表現します。私たちは、豊かさとは何かを考え直すときが来ているのではないのでしょうか。

子どもたちからたくさんのことを教えてもらいながら、この1年間活動を続けてまいりました。一人でも多くの子どもたちが家庭の中で育つことが出来るよう、これからも努力を重ねてまいりたいと思います。

この1年間、皆様から頂きましたご厚情に心より御礼申し上げます。



完了報告のお知らせ

平成21年度の補助金、助成金交付を受け、次の活動を完了いたしました。ここに活動完了のご報告を致しますとともに、ご協力いただきましたことを謹んで感謝申し上げます。

社会福祉法人 日本国際社会事業団理事長 岩井 敏

	補助事業名および活動内容	補助、助成金額
JKA (旧日本自転車振興会)	「国際的児童難民家族相談等補助事業」	15,606,000円
	日本国籍児を外国籍家庭に、外国籍児を日本国籍家庭に養子縁組する援助	
日本財団	「国境を越えた未成年者への家族再会援助」	6,000,000円
	実親に遺棄され、出生届が出されていない子どもや実親と連絡が取れなくなった子どもの実親を、雑誌や新聞で探し、親子の再会及び出生届の提出援助、さらに実親が子どもを引き取らない場合は強制送還の対象となるので、本国の親族を捜し、家族との再会をする援助 さらに、広報活動の充実を図るためHPリニューアル、携帯サイト、英語版サイト、コンテンツ管理システム導入を行った	
郵便貯金・簡易生命保険管理機構国際ボランティア貯金	貧困家庭の子どものための識字教育および母親への自立訓練（給食）の実施	4,544,026円
UNHCR (2009年1月～2010年12月)	母国から政治的、宗教的、人種的迫害を逃れ日本に来て、難民申請をした後、超過滞在となって入国管理局に収容されている人へのカウンセリング	4,625,750円
東京メソニック協会	実親に遺棄された超過滞在の子どもの本国送還援助、難民認定申請中の人や申請が却下されて、就労も帰国も出来ない人への、生活費援助や医療費援助や渡航費用援助など	3,500,000円
福祉医療機構	日本国籍児の国際養子縁組をしたあっせん業者への実態調査及び報告会開催	2,500,000円
東京都中央募金会	国際養子縁組ケースファイル電子化実施	440,000円

この一年、ご寄付を頂いてISSJを支えていただき誠に有り難うございました。心より御礼申し上げます。

青山岩雄、飯田記子、池田良子、岩佐由利、石川佐貴子、石塚千津子、和泉敬子、磯部かな子、伊東陽子、井上恭子、井上豊子、岩井敏、岩佐由利、岩見正子、浦田眞智子、榎本まり、大栗ますみ、大島賢三、大槻弥栄子、大野佳男、大森邦子、大森真二、大森義夫、小笠原健樹、岡田まき、奥沢紫草、小田垣陽子、小野幸雄、折本徹、金子のぶ、金田雅紀、株式会社フカシロ戸澤裕、川合麗子、川村庸子、菊池紀久子、菊池緑、菊岡富江、岸田節子、木村妙子、倉内欣江、栗田吉男、黒田礼子、黒川純氏、黒田礼子、郷悦子、上月俊子、香本左代子、後藤了子、斉藤和祥・京子、斉藤淑子、嵯峨明美、迫田馨子、澤村美佐子、三瓶敦子、師岡由美子、重藤紀和、重藤裕子、重富亜喜子、島村享延、清水朋美、下世古順子、下村優里、鈴木俊夫、鈴木節子、瀬尾登喜子、関根千寿、高久京子、田久保眞澄、高砂美代子、高島有終、高瀬正枝、高田郁子、高田早江子、高橋紀美、高橋敬子、高橋里江、高橋史子、田久保眞澄、竹内幸子、竹内峯子、武田郁子、田中福来子、知本哲郎、チューリップの会萩原さゑ子、戸田律子、鳥飼光子、内藤信子、中山八枝子、成毛典子、西端洋子、野尻信江、林貞行、林美紀、ピー・エフ・ピー、日高耀子、平尾賢三郎、平川恒久、廣瀬信子、ファイン荒井千香子、福土敬子、細井純子、細淵元洋、堀江渥子、前田武昭、増尾育江、松本裕子、三上登與子、右谷孝子、三坂昌代、水田泰子、御手洗美智子、宮島ますみ、三好武文、村関不三夫、森岡妙子、森田恵子、矢沢香織、山川恵子、山口要子、山本八重子、湯上冷子、横田雅史、吉岡多子、脇屋容子、渡邊啓、渡辺正子（敬称略、あいうえお順）

資料

相談ケースの内訳

2009年度相談ケース	ケース数
新規受付相談数	1022
新規オープンケース数	220
再開ケース数	23
継続相談ケース数	404
当年度内取扱総ケース数	1669

相談援助ケースの主たる問題別相談回数とケース数

主たる問題	相談回数	ケース数
国際養子縁組、里子里親養護	4325	620
国際結婚・離婚のカウンセリング	219	39
国籍の問題	899	93
認知に関する問題	198	34
子どもの虐待、養育問題	188	19
送還問題	134	45
滞在手続	152	34
家族の再会	392	74
福祉行政	15	8
精神的問題	19	8
医療に関わる問題	5	7
就職	16	22
日本語教育	0	0
行方不明者探し	0	1
教育問題	0	2
財産相続	55	7
翻訳、文書作成	153	4
情報提供	293	42
刑事事件	0	0
生活適応援助	0	4
人材育成	0	0
難民問題	2600	513
氏の変更	548	87
その他	38	6
合 計	10249	1669

ケースで関係した国名

今年度に当事業団が関わった国と地域は次の73カ国である。

アイルランド	アフガニスタン	アメリカ	アンゴラ	イギリス
イスラエル	イタリア	イラン	インド	インドネシア
ウガンダ	ウクライナ	エジプト	エチオピア	オーストラリア
オランダ	ガーナ	カナダ	カメルーン	韓国
カンボジア	北朝鮮	ギニア	キューバ	ギリシャ
クルド	コートジボワール	コソボ	コロンビア	コンゴ
シンガポール	ジンバブエ	スイス	スーダン	スエーデン
スペイン	スリランカ	セネガル	ソマリア	タイ
台湾	タンザニア	チェチェン	中国	チュニジア
チリ	ドイツ	ドミニカ	トルコ	ナイジェリア
ニュージーランド	ネパール	ハイチ	パキスタン	バングラデシュ
フィリピン	ブラジル	フランス	ベトナム	ペルー
ベルギー	ポーランド	ボリビア	香港	マリ
マレーシア	ミャンマー	メキシコ	モロッコ	モンゴル
ラオス	ルーマニア	ロシア		

ケース相談持込・紹介機関

今年度内新規受付相談は 1022 ケースあり、その持込・紹介機関は次の通りである。

ケース相談持込機関		ケース数
外国政府機関・在日大使館		211
日本政府機関	省庁・都道府県・市区町村	14
	在外日本大使館	11
	家庭裁判所	8
	児童相談所・福祉事務所・保健所	30
	地方入国管理局・警察	5
米軍関係（基地相談機関等）		4
国連・国際機関		28
医療機関		5
学校・教会・民間団体		51
出版物・マスコミ報道・ISS 広報		151
弁護士		9
友人・知人・家族・本人		482
ISS 本支部・コレスポンデント		12
その他		1
合 計		1022

役員（2010年3月現在）

理事長	岩井 敏
副理事長	大槻弥栄子
常務理事	大森邦子
理事	梅田勝利 佐藤皓一 鳥居淳子 原澤政純 前田武昭 松本哲郎 三好武文 吉永通憲
監事	高尾幸治 菅原善昭
評議員	アラン・ヴァクジャル 飯島澄子 池田千鶴子 大谷リツ子 海沼美智子 神田憲次 木村秀夫 佐伯英隆 坂本光彦 園田天光光 滝永敏之 遠山明良 長島幸男 森祐次 右谷亮次 御手洗美智子 吉永しのぶ

ソーシャルワーカー、ケースエイド（2010年3月現在）

大森邦子 相宮陽子 伊部亜理子 今田ナタモン 榎本まり 江部由里 大場亜衣
小笠原健樹 重藤裕子 知本哲郎 中村綾 成毛彩 広重喜徳 日原智秋
南野奈津子 米田英里子

社会福祉法人 日本国際社会事業団
International Social Service Japan

本部：〒153-0051 東京都目黒区上目黒 3-6-18 西村ビル 601号

TEL： (03) 3760-3471（代）

FAX： (03) 3760-3474

IPTTEL： (050) 5527-0968

E-Mail： issj@issj.org

URL： <http://www.issj.org>
